

## 資料2-4

# 港湾施設のデータベースについて

---

国土交通省 港湾局

平成25年3月18日

## 【基本情報に関するデータベース】

- 港湾施設の適確な維持管理を行うためには、港湾施設に関する各種データの確実な把握が必要。
- これまでも、港湾台帳の基本情報(港名、施設名、構造、水深等の諸データ)をデータベースに入力してきたが、一定のデータは入力されているものの、データ項目が欠落していたり、入力後の更新・削除等が不十分である等により、最新の状況把握が困難な状況にある。
- また、このデータベースは、個別施設のデータ検索、閲覧は可能であるものの、集計等の統計処理機能がないため、各種解析等ができないという問題を有している。



## 【改善方法案】

- データベースに入力されている港湾台帳の基本情報(技術基準対象施設)や予防保全計画、予算要求資料等として収集したデータについて、集計、解析等に必要データ項目を選別、整理し、エクセル形式で港湾ごとに出力。
- その内容を地方整備局、港湾管理者に送付して、確認、修正等を依頼。
- 確認、修正後のデータを取りまとめ、最新データとして集計や各種解析等に活用するとともに、各港湾管理者へ当該港湾管理者分のデータを送付し、データの共有化を推進する。
- 既存のデータベースも、検索、閲覧用に活用。

## 【維持管理状況に関するデータベース】

○個別の港湾施設を適切に維持管理していくためには、施設ごとの維持管理の実施に関する情報(維持管理計画、点検・修繕履歴、実地監査結果等の諸データ)を確実に記録し様々な目的への活用が必要。

○これまでも、維持管理実施状況に関する情報を把握するために、データベースの構築に関する各種検討が行われてきたが、実際に点検等を実施するのは港湾管理者であるため、

①既に先行的にデータベースを作成済みの港湾管理者のシステムとの調整

②港湾管理者から国のデータベースへのアクセス方法

③港湾管理者がデータベースに登録するメリットの不足

等の問題があり、試行的に一部整備されたデータベースも、データ登録は低いレベルにとどまっている。



## 【改善方法案】

○港湾管理者との検討会を設置し、特に、個別にデータベースを有していない港湾管理者の支援に重点を置いて、上記の問題点の解決について検討。